



# 平成23年度

# 決算



9月に行われた第3回町議会定例会で、平成23年度一般会計、各特別会計および企業会計の決算が認定されました。今月の特集では、年度始めに立てられた予算に対し、1年間でどれくらいのお金がどのように使われたのかをお知らせします。また、6・7ページでは、平成23年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します。

## 平成23年度決算 一般会計の 決算概要



### 町

では、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをとくに、住みよいまちづくりを進めています。

決算は、町に入ってきたお金(歳入)と、町が使ったお金(歳出)を分かりやすくまとめたものです。まちづくりを進めるうえで、どのような事業にどれくらいのお金が使われたのか、決算を見ると明らかになります。

平成23年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が63億798万円、歳出が59億1885万円、差引額は3億8913万円となりました。

一般会計の決算状況は、次頁の円グラフに示すとおりです。歳入が57億9138万円(前年対比4・5%減)、歳出が54億2370万円(前年対比5・2%減)で、歳入歳出差引額は3億6769万円。平成24年度に繰越して行う事業があり、その財源が212万円となっており、実質収支額は3億6557万円となりました。

### 歳

入は、その財源の性格から、『自主財源』と『依存財源』に分けられます。

次頁の円グラフでみると、東神楽町の自主財源は歳入全体の40・7%、依存財源は59・3%の割合となっています。自主財源が多ければ多いほど、その自治体が進める行政サービスの自主性と安定性を確保できるといわれています。が、私たちの町の最も大きな財源は、私たちの町の最も大きな財源は依存財源である地方交付税で、自主財源は歳入全体の約41%です。

一方、歳出総額は54億2370万円、その歳出の内訳を見てみると、総務関係・税務に関する経費などにあたる総務費が18億7816万円と最も多く、続いて町民の福祉充実を目的とした民生費に10億7548万円、借入金返済としての公債費が7億9675万円と続いています。

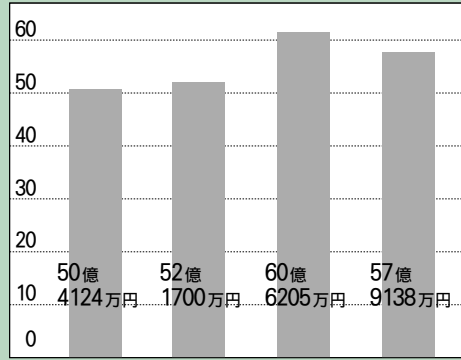
### 健全

全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんの要望に対応できるだけの弾力性が重要です。5ページにある財政指標の推移を見ても、現在の町の財政構造では、この弾力性が低いことを示しています。東神楽町を取り巻く台所事情は年々厳しさを増していますが、今後も限りある財源を有効に活用しながら、町民の皆さんにとって満足いくサービスを提供できるよう効果的な財政運営に努めていきます。

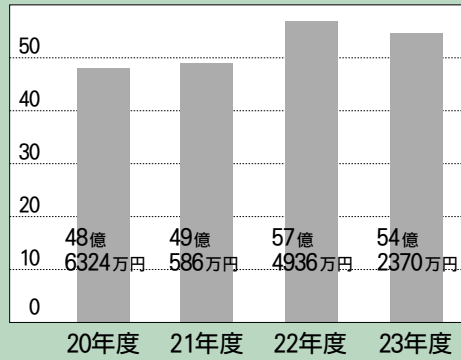
表で見る

## 一般会計(歳入・歳出)の推移 町税収入の状況

一般会計の歳入の推移 (H20~23)



一般会計の歳出の推移 (H20~23)

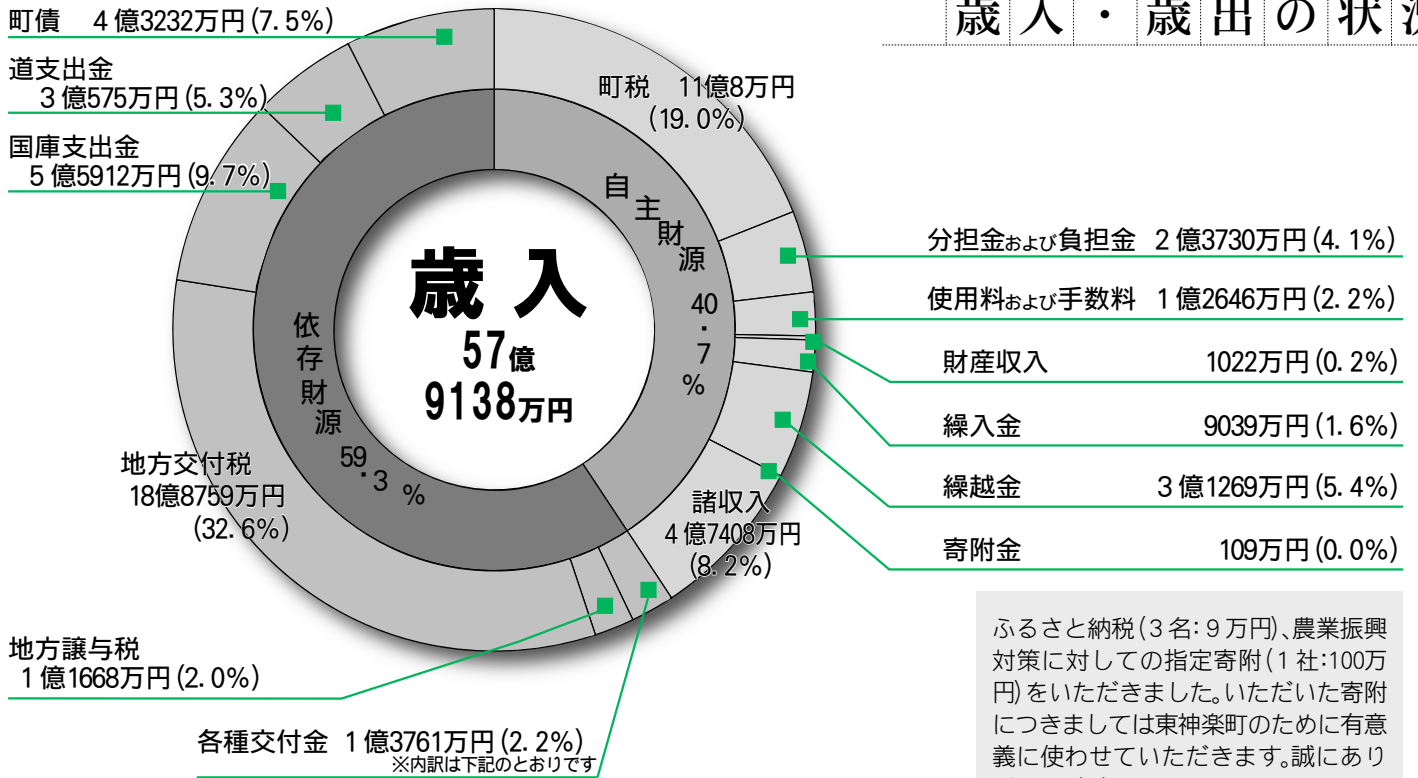


### 町税収入の状況

町税等は、町が直接収入し、自主的に使うことができる貴重な財源。平成23年度の決算額は次のとおりです。

税目	23年度 決算額	22年度 決算額	増減額	23年度 徴収率
町民税	4億2628万円	4億601万円	2027万円	94.9%
固定資産税	5億1408万円	4億8609万円	2799万円	94.2%
軽自動車税	1752万円	1660万円	92万円	97.2%
町たばこ税	6067万円	5599万円	468万円	100.0%
入湯税	2137万円	2173万円	△36万円	100.0%
都市計画税	6016万円	5402万円	614万円	90.8%
合計	11億8万円	10億4044万円	5964万円	

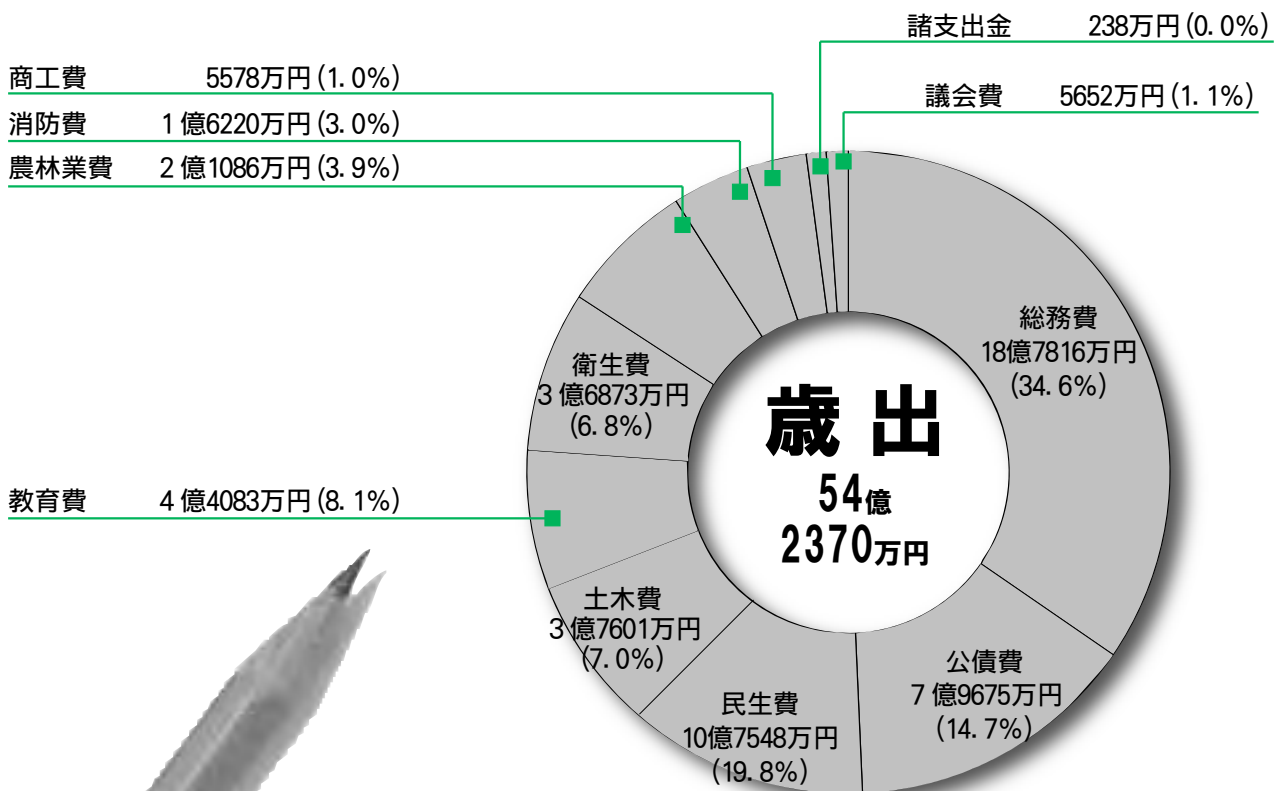
# グラフで見る 歳入・歳出の状況



ふるさと納税(3名:9万円)、農業振興対策に対しての指定寄附(1社:100万円)をいただきました。いただいた寄附につきましては東神楽町のために有意義に使わせていただきます。誠にありがとうございました。

## 各種交付金の内訳 ※( )内は構成比

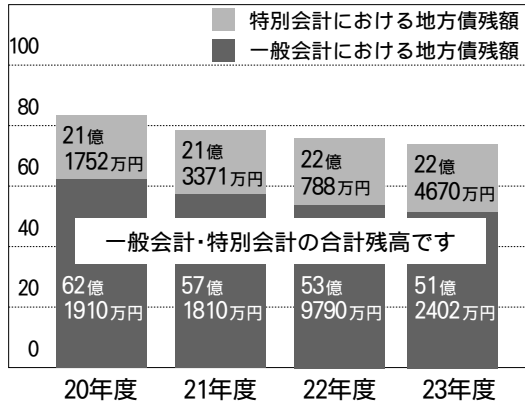
■ 利子割交付金	287万円 (0.0%)	■ ゴルフ場利用税交付金	757万円 (0.1%)
■ 配当割交付金	96万円 (0.0%)	■ 自動車取得税交付金	1634万円 (0.3%)
■ 株式等譲渡所得割交付金	25万円 (0.0%)	■ 地方特例交付金	2513万円 (0.4%)
■ 地方消費税交付金	8319万円 (1.4%)	■ 交通安全対策特別交付金	130万円 (0.0%)



## 地方債の借入額と元利償還額の状況

	借入額	元利償還額 〔( )内は利子分〕
20年度	3億4498万円	10億3496万円(1億9273万円)
21年度	4億2733万円	10億8952万円(1億7738万円)
22年度	6億908万円	10億1235万円(1億5724万円)
23年度	6億1742万円	9億9702万円(1億4453万円)

## 地方債 残高の状況



## 基金の状況

平成22年度末現在高	13億4582万円	
平成23年度	増額	5111万円
	減額	8898万円
平成23年度末現在高	13億795万円	

基金とは、将来直面する多様な財政課題等に対応するため、毎年積み立てられているものです。平成23年度末の現在高は、3787万円減少し13億795万円となりました。

# 平成23年度決算 地方債（借入金）の 残高状況など

**各**種公共事業を推進するために借り入れた地方債の平成23年度末残高は、一般会計が51億2402万円、特別会計が22億4670万円、合計73億7072万円となっており、前年度末より2億3506万円減少しています。地方債の借入額と元利償還額の推移および地方債の残高の状況は次の表のとおりであり、地方債の残高は年々減少しています。

## POINT! どうして借金をするの? >>>世代間の公平性

例えば、学校や体育館など多額の経費を要する施設を建設する場合、建設年度内の一般財源では賄いきれないという現実もありますが、今後何十年にもわたり多くの住民が利用するであろう施設の建設経費を一部の住民だけが負担するのは不公平となってしまいます。将来にわたってその施設を利用する住民が借金である地方債を返済するという形で少しずつ負担することで世代間の公平が保たれるのです。



## 平成23年度 特別会計決算状況

特別事業会計	歳入	歳出
①国民健康保険特別会計	173万円	163万円
②国民健康保険診療施設特別会計	1億9389万円	1億7449万円
③公共下水道特別会計	3億2097万円	3億1903万円
合計	5億1659万円	4億9515万円

# 平成23年度決算 特別会計の 決算概要

## 平成23年度 企業会計決算状況

会計名	収入	支出	差引	一般会計からの補助額	
④水道事業会計	収益	1億2523万円	1億3753万円	△1230万円	6972万円
	資本	1億6133万円	2億1573万円	△5440万円	

私たちが安心して使用できる水を供給するために設置されている会計です。これらの会計は、基本的に使用料などを主要な財源として事業を運営していますが、公益性や事業収支の実情から、一般会計からの繰入金によって収支の均衡を図っています。



### ④水道事業会計

日常生活に欠かせない公共下水道の整備や汚水処理のために設置されている会計です。

### ③公共下水道特別会計

町立国民健康保険診療施設を運営するための会計です。

### ②国民健康保険診療施設特別会計

大雪地区広域連合発足以前の東神楽町国民健康保険税を管理するための会計です。

### ①国民健康保険特別会計

東神楽町には、次の4つの特別会計があります(平成23年度の決算額は表のとおり)。

## 特

別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。

# 平成23年度決算 まちの財政状況 をお伝えします

## 東神楽町の主要財政指標

	20年度	21年度	22年度	23年度
① 財政力指数	0.378	0.379	0.366	0.362
② 経常収支比率	77.7	80.9	77.7	80.3
③ 公債費負担比率	20.5	20.1	17.1	17.4
④ 実質公債費比率	19.2	17.4	14.7	12.3

## 自

自治体の財政状況をさまざまな角度から分析し、その健全性を判断する目安になるものに財政指標があります。ここでは、①財政力指数、②経常収支比率、③公債費負担比率、④実質公債費比率の4つの指標の数値から、現在の東神楽町の財政状況を見てみましょう。

### ① 財政力指数

まちの財政力を示す指標で、標準的な行政活動に必要な経費を自らの収入(税収など)で賄うことができる割合を示しています。この数値が「1」に近いまたは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

財政力指数の数値が「1」を下回る自治体には、国から地方交付税が交付され、「1」を超える場合には、必要な財源を自力で調達できると判断されるため、地方交付税の不交付団体となります。

東神楽町の平成23年度の財政力指数は0.362前年度より0.004減少しています。

### ② 経常収支比率

まちの財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度決まって支払う義務的経費(人件費や公債費、公共施設の維持管理費など)が一般財源(使途が制限されていない収入)のうちの程度の比率を占めているかで判断します。

この比率が低いほど、臨時的な経費や独自の政策のためにお金を使うことができ、臨時的な財政需要に対応できる余力があるとされています。町村では70%程度が望ましく、75%を超えると財政の硬直化が進んでいる

とされています。

東神楽町の経常収支比率は80.3%で前年度から2.6%増加しています。

### ③ 公債費負担比率

4ページでお知らせした地方債(町の借入金の返済額が、一般財源のうちどれくらいの割合を占めているかを表すものです。この数値が小さい方が財政への負担が少なく、一般的に15%を超えると財政硬直化の警戒ライン、20%以上になると危険ラインとされています。

東神楽町の公債費負担比率は17.4%。前年度より0.3%の増となっています。

### ④ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計の地方債の返済額に、公営企業会計(公共下水道、水道事業)や一部事務組合(大雪消防組合、大雪清掃組合など)の地方債返済のために支出する一般会計からの繰出金や負担金を加えた返済額が、一般財源のうちどの程度の比率を占めているかを示すものです。この比率が低いほど健全な財政運営が行われていると判断され、18%を超えると新たな地方債の発行にあたり国や道の許可が必要となり、25%以上で発行が制限されます。

東神楽町では、人口の増加に伴い、快適で住みやすい生活環境づくりや公共施設の整備など、さまざまなインフラ整備を行い、その財源の一部として地方債を活用してきました。このため平成18年度には、実質公債費比率が23.0%とピークを迎えましたが、平成18年に策定した『公債費負担適正化計画』に基づき将来負担の健全化に向けた取り組みを行い、平成23年度には12.3%と年々減少しています。

これらの指標は、町の財政状況をj知る『目安』の一つです。町では今後も限りある財源を最大限に有効活用し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて努力を続けていきます。



平成23年度決算  
に基づき  
健全化判断比率  
および  
資金不足比率

財政健全化法に基づく  
東神楽町の財政状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下『財政健全化法』という）が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、住民に対して公表することを義務付けています。

比率の算定となる東神楽町の会計区分

比率の算定区分 会計区分	一般会計	特別会計		一部事務組合、 広域連合 (※3)	地方三公社、 第三セクター等 (※4)
		公営企業会計			
		公営事業 (※1)	公営企業 (※2)		
①実質赤字比率	○				
②連結実質赤字比率	○	○	○		
③実質公債費比率	○	○	○	○	
④将来負担比率	○	○	○	○	○
⑤資金不足比率			○		

早期健全化・再生に関する指標

(単位：%)

区分	平成23年度 決算数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	12.3	25.0	35.0
④将来負担比率	46.7	350.0	

上記の指標のうち、①～④のいずれか1つでも早期健全化基準を超えた場合は、『早期健全化団体』となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

さらに、①～③の指標のうち、いずれか1つでも財政再生基準を超えると『財政再生団体』となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、地方債の起債制限を受けるなど、国等の関与による確実な再生が求められます。

また、⑤の比率が経営健全

公営企業の経営健全化に関する指標

(単位：%)

区分	平成23年度 決算数値	経営健全化基準
⑤資金不足比率		
水道事業会計	—	20.0
公共下水道特別会計	—	20.0

化基準を超えると、当該公営企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営の健全化が求められます。

〔上表の会計区分詳細〕

※1 国民健康保険特別会計事業勘定、国民健康保険特別会計診療施設勘定

※2 公共下水道特別会計、水道事業会計

※3 大雪清掃組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪地区広域連合など

※4 東神楽町土地開発公社、(株)東神楽新都市開発公社

① 実質赤字比率 = (イ) / (ア) = — (※赤字額なし)

実質赤字比率とは、一般会計について、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模(町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと)で割ったものです。

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字がないため『—』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模 (ア) 32億2820万5000円

一般会計の実質収支額

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1) - (2) - (3)
一般会計	57億9138万	54億2370万	212万	(イ) 3億6556万8000円

## ② 連結実質赤字比率 = [(イ)+(ウ)+(エ)]/(ア) = — (※赤字額なし)

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったものです。すべての会計において実質赤字および資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません(連結実質黒字比率15.44%)。このため『一』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模	(ア) 32億2821万
一般会計の実質収支額	(イ) 3億6557万

一般会計以外の特別会計(公営企業会計除く)

会計名	歳入総額(1)	歳出総額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額(4) (1)-(2)-(3)
国民健康保険特別会計事業勘定	173万円	163万円	0円	10万円
国民健康保険特別会計診療施設勘定	1億9389万円	1億7449万円	0円	1940万円
合計	1億9562万円	1億7612万円	0円	(ウ) 1950万円

公営企業会計にかかわる特別会計

会計名	歳入額(1)	歳出額(2)	算入地方債(3)	解消可能資金不足額(4)	資金不足額・余剰額(5) (1)-(2)+(3)+(4)
公共下水道特別会計	3億2097万円	3億1903万円	0円	0円	194万円

会計名	流動資産(1)	流動負債(2)	算入地方債(3)	解消可能資金不足額(4)	資金不足額・余剰額(5) (1)-(2)+(3)+(4)
水道事業会計	2億1977万円	1億815万円	0円	0円	1億1162万円
合計	5億4074万円	4億2718万円	0円	0円	(エ) 1億1356万円

## ③ 実質公債費比率 = [(A) + (B) - (C)] / [(ア) - (C)] = 12.3%

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金などの公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので、3か年の平均値です(単年度比率: H21 14.6%、H22 12.1%、H23 10.1%)。東神楽町の実質公債費比率は、5ページにあるように、年々減少に転じています。

区分	平成23年度決算額
地方債元利償還金のうち公債費充当一般財源等額	(A) 5億9512万円
準元利償還金	(B) 1億2792万円
基準財政需要額に算入された公債費および準公債費	(C) 4億4018万円
標準財政規模	(ア) 32億2821万円

## ④ 将来負担比率 = [(D) - (E)] / [(ア) - (F)] = 46.7%

将来負担比率とは、将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額(将来負担額)を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったものです。この数値が大きいほど、将来見込まれる負担が大きいことを示しています。

区分	平成23年度決算額
将来負担額	(D) 81億2598万円
充当可能財源等	(E) 68億2385万円
標準財政規模	(ア) 32億2821万円
算入公債費等の額	(F) 4億4018万円

## ⑤ 資金不足比率 = (G) / (H) = — (※赤字額なし)

資金不足比率とは、一般会計の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のことで、公営企業ごとに算出することが義務付けられており、東神楽町では、公共下水道特別会計、水道事業会計の2つが該当します。いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません(資金余剰比率…公共下水道1.30%、水道事業157.36%)。このため『一』で記載しています。

区分	平成23年度決算額 (公共下水道)	平成23年度決算額 (水道事業会計)
資金不足額・剰余額	(G) 194万円	(G) 1億1162万円
事業の規模	(H) 1億4905万円	(H) 7093万円